

交通誘導警備員の配置について

このことについて、次のとおり取り扱うこととしたので通知する。

なお、「交通誘導警備員に係る積算及び条件明示の取り扱いについて」は、廃止する。

1 対象工事及び配置方法

- (1) 車両及び歩行者等の通行を規制（片側交互通行、一時通行止め、徐行等）を行う工事
 - ア 単路部は、原則工事区間の前後に各1名配置する。
 - イ 工事区間が短い単路部で、短時間の維持修繕工事などの場合は1名とすることができる。
 - ウ 単路部において、工事区間が長い場合や視距が確保できない場合は、必要人数を増員することができる。
 - エ 工事区間に交差道路がある場合は、交差道路ごとに1名配置する。
 - オ 歩行者の誘導を必要とする場合は必要人数を配置する。
 - カ 単路部の多車線道路で中央線を変更せずに、車線規制を行う場合は、規制する箇所1名とする。
- (2) 土砂の運搬等で、工事現場や工事用道路から交通量のある一般道路へ出入りする工事。
出入り口に1名配置することができる。
- (3) ブロック運搬等で、工事現場及び工事用道路から交通量のある一般道路へ出入りする工事。
 - ア ブロック製作現場から片側一車線道路への出入りの場合は、必要に応じて前後（両側）に1名ずつ配置することができる。
 - イ その他の出入り口は、1名配置することができる。
 - ウ 積出港への進入道路から信号が無い片側一車線の一般道（幹線）へ出入りする交差道路に1名配置することができる。
- (4) 所轄警察署等、関係機関との協議により交通誘導警備員の配置が必要な工事。
協議事項により、必要人数を配置する。

2 交通誘導警備員数量の取扱い

- (1) 交通誘導警備員数量を概数として扱う場合。
 - ア 工種ごとの作業量から全体の交通誘導警備員数を算出する場合。
当初設計の積上げ計上以外で、関係機関との協議や、請負人との着手時の協議により、配置方法の変更、員数の増減が必要と判断された場合は、設計変更で対応する。
 - イ 主工種の作業量から交通誘導警備員数を算出する場合。
主工種のみ交通誘導警備員数を概数として積上げ計上し、その他の工種の交通誘導員数は、着手時の協議事項とし設計変更で対応する。

数量の確定については、請負者より提出された工程管理（ネットワーク等）を工事監督員が確認し、工事着手前に協議を行い、その他工種を含む交通誘導警備員数を確定すること。

- (2) 交通誘導警備員の配置方法や期間等については、特記仕様書にて施工条件明示を行うこと。
- (3) 市街地及び北海道公安委員会及び函館・旭川・釧路・北見各方面公安委員会告示による認定路線については、「交通誘導警備業務における検定合格警備員の配置について」（平成19年5月29日付け水林総532号、最終改定 平成27年4月16日付け水林総130号）により検定合格警備員の配置を行うこと。